

第112号

2007
Jun.

6

きずな THE KIZUNA

いとしご増刊

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

社団法人日本自閉症協会
奈良県支部ニュース

発行人：社団法人日本自閉症協会
石井哲夫
編集人：社団法人日本自閉症協会
奈良支部
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005
大和郡山市矢田山町 84-10
購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。

総会を終えて
前日の雨が止み、新緑がまぶしく照り返す、平成19年5月26日土曜日。社団法人日本自閉症協会奈良県支部第10回定期総会が、やまと郡山城ホール（小ホール）で行われました。支部長挨拶の後、奈良県福祉部障害福祉課長 寺田豊氏・奈良県発達障害支援センター 為重久雄氏、衆議院議員 滝まこと氏、民主党奈良県参議院選挙区第2総支部 中村哲治氏、前衆議院議員 森岡正宏氏からスピーチを頂きました。いずれも、自閉症および発達障害者問題解決のためには、多くの課題を抱えている奈良県であるが、今後、少しでも進展させるため協力援助していきたいというものでした。

以下は支部長挨拶の内容です。

今回は第10回目の定期総会です。社団法人日本自閉症協会奈良県支部は1998年5月10日に、出の多数の国会議員の皆様が、「発達障害の支援を考える議員連盟」に加わってくださったり、国会で自閉症問題へ理解を示されたことにあります。このことに関して、改めて感謝いたします。そしてこれが、奈良県での発達障害者支援センター早期設立に繋がりました。奈良県発達障害支援センター「でいあー」は平成18年1月10日開設されました。医療・保健・福祉・教育・労働に関する支援の中核センター機能が求められますが、自閉症・発達障害への支援は多岐に渡り、現在、ディアーは、相談者の殺到で個々の対処に苦慮されているようです。新たな奈良県の発達障害者対策の変革を迫られています。

障害者自立支援法においても、自閉症や発達障害の人に対して「発達障害者支援法に」則った自立支援を行えるよう強く要望いたします。現在、多くの障害者団体から

全国で、最後の支部として発足しました。社会性の障害、こだわり行動、コミュニケーション障害を特徴とする自閉症は、その障害特性から、生涯にわたって個別的、社会的支援が必要な障害です。奈良県には、統計的には4269人～8528人※の自閉症の人たちが住んでおられることになります。ところが、自閉症をはじめとする発達障害はこれまで法律や制度の谷間におかれ、支援対象にはありませんでした。

奈良県では自閉症専門の施設というものはありませんでした。このような状況の中で、私たちの会は、自閉症および発達障害を持つ人が地域で尊厳を持ち安心して暮らせるようにしたいという強い願いをもって、自閉症の理解と福祉向上を願って支部活動を続けてきました。そんな中、平成16年12月に発達障害支援法が国会で成立しました。この法律が成立する背景には、奈良県選判定区分、自己負担、単価、サービス内容に関する要望がなされてい

奈良県における自閉症や発達障害者支援の課題としては、自閉症に対する法的支援、奈良県民への啓発、早期発見・早期発達支援、保育・教育の充実、放課後児童健全育成事業の利用、自閉症者の就労支援、自閉症者の生活支援、自閉症者とその家族の人権保護、家族に対する支援、「でいあー」との連携、医療体制の充実など山積しています。

社団法人日本自閉症協会奈良県支部では、会員及び関係者が手をつなぎ、一つ一つ問題解決していこうと思います。そして、自閉症や発達障害の人たちが真に住みやすい奈良県づくりを目指したいと思います。会員の皆様、今日

総会にご参加下さった来賓の方々のご支援ご協力を
よろしく申し上げます。 支部長 河村舟二

※自閉症は、おおよそ 10,000 人に 30 ～ 60 名（マイ
ケル・ラター博士 2005）平成 17 年 10 月 1 日国勢調
査で奈良県人口 1,421,310 人

なお、総会冒頭にスピーチ頂いた以外で支部総会に参加
された、来賓の方々および、祝電をお寄せ下さったのは、
次の方々です。※敬称略

○参議院議員 前川きよしげ代理 高沢 秘書

○衆議院議員 奥野信亮代理 木口善行秘書

○衆議院議員 前田武志代理 浜田賢治秘書

○衆議院議員 高市早苗代理 八尾俊宏秘書

○奈良県議会議員 藤本昭宏

○奈良県議会議員 今井光子

○奈良県手をつなぐ親の会 副理事長 阪口貴子

○奈良県重症心身障害児（者）を守る会

副会長山村美津枝

○奈良県高機能自閉症児・者の会「アスカ」谷口 和代

○奈良 LD 親の会「パンジー」代表入船裕治

○川西町 LD 研究会 松村定則

○奈良学習・発達支援センター 前川孝士

祝電…○衆議院議員 馬淵澄夫 ○衆議院議員 田野瀬良

太郎 ○奈良県議会議員 梶川虔二 ○参議院議員 前
川武志 ○衆議院議員 奥野しんすけ ○衆議院議員
滝まこと ○衆議院議員 鍵田忠兵衛 ○衆議院議員
高市早苗 ○参議院議員 前川きよしげ

FAX でのメッセージ○県議会議員 梶川虔二氏 以上の皆
様本当にありがとうございました。

今回の総会ではかねてより、奈良にお呼びしたいと考
えていた内山登紀夫先生を、やっと、お招きすることが出
てきました。午前中には会員向けセミナー「自分が自分
であるために…自閉症支援の今」で TEACCH プログラム
の現在を話していただきました。午後は一般県民に開放
した記念講演会として「自閉症の支援～知的に遅れのある
人から高機能まで～」を開催したところ、予想以上の
参加者があり、準備してあったレジメが足りず急遽コ
ピーするという盛況ぶりでした。奈良県での自閉症の理
解がさらに進むよう願っています。

支部長 河村舟二



最近のニュースから

発達障害者支援や特別教育の具体的な取り組みが
全国各地で、徐々に展開されつつあります。奈良県でも
毎日こんなニュースが取り上げられるようになりたいも
のです。奈良県の福祉・教育行政及び県議会・各市町村
行政機関の皆様よろしく申し上げます。（支部長河村舟
二）

☆（キーワード：保育士の専門性）保育大学校 09 年
3 月に廃止 県が発表「新任養成は民間に」県は 4 日、
県立保育大学校（熊本市月出）を、今年入学した学生が
卒業する 2009 年 3 月に廃止すると発表した。来年度
以降、新規の学生募集は実施しない。同校については、
県の行財政改革基本方針に基づいて、05 年 2 月から廃
止も含めて検討されてきた。同校同窓会が存続を求める
要望書や署名を県に提出していたが、昨年 12 月、「県
における保育士養成の在り方検討会」（座長＝良永彌太
郎・熊本大教授）が「同校を廃止して新任保育士養成
は民間に任せ、県は現任保育士の育成研修に役割を果
たすのが適当」との検討結果をまとめていた。同校は
1955 年、県内唯一の保育士養成所として開校し、こ
れまでに約 2600 人の保育士を輩出した。現在では、
保育士資格が取得できる民間の教育機関は県内に 9 校あ

ることなどから、県は「公的機関の役割は果たした」と
廃止理由を挙げた。 現任保育士の育成研修について県
は「発達障害児の対応や児童虐待防止など、保育をとり
まく環境の変化に対応するため、専門性の向上を目指す
必要がある」として研修機能を充実させる方針。会見し
た岩下直昭健康福祉部長は「反対の声もあるが、説明を
尽くして理解を求めたい」と話した。（6 月 5 日 西日
本新聞）

☆宮崎県の東国原英夫知事：6 月補正予算「積極的かつ
緊縮型」一般会計、6 年連続マイナスに／そんな中でも
◇発達障害者支援強化（2300 万円） 県北西部に発
達障害者支援センターの出先施設を開設し、専門相談員
を配置。宮崎（6 月 2 日 毎日新聞など）

☆発達障害児支援教室：鈴鹿に「すくすくルーム」開
設 生徒を個別指導 ／三重

鈴鹿市内の発達障害のある児童、生徒に個別に指導を
行う特別支援通級指導教室「すくすくルーム」が同市岡
田の牧田小学校内に開設され、1 日、開級記念式が行わ
れた。県内では昨年、四日市市で開設されており、今年
度は鈴鹿市を含む 3 市でスタートする。

教室は同小の空き教室を活用。児童たちは普段は在籍
している学校に通い、決められた時間にルームに足を運

ぶ。1人週8時間を限度としている。専属の担任教師1人が配置され、児童・生徒は10人程度を予定しているが、1日現在、まだ通級の児童・生徒はおらず、保護者らと相談している。

記念式で栗本修校長は「保護者との相談や情報提供、教員に対する研修など、教室にセンター的機能を持たせたい」などとあいさつした。

対象の子どもは、「同じ注意を何度しても行動が改まらない」「すぐパニックになる」「集中力が続かない」など、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）と言われる子ども。市教委の昨年10月の調査によると、市内にはこうした発達障害の児童生徒が399人いるという。【中島幸男】（6月2日 毎日新聞）

☆「制度のはざま」救う施設 愛西市

自閉症の子ら 人との関わり学ぶ “第二の家” 学童保育所

学童保育所の開所式に参加した親子 高機能自閉症やアスペルガー症候群などの児童生徒を対象とする学童保育所が1日、愛西市佐屋町にできた。障害児の日常生活支援活動などを行う同市のNPO法人「夢んぼ」（菊池利哉代表）が、廃業したラーメン店を改装した。 ぎょう2日からは、小学校1年から中学1年までの6人が、4

して支援する態勢が整った。心理発達外来に力を入れる医療施設が少ないなか、自治体が運営する病院では全国でも珍しい取り組み。初診はすでに1年半の予約待ちだという。（波多野大介）発達障害は、自閉症や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、対人関係や学習などに困難を抱える脳機能の障害。そのため、診療だけでなく適切な指導が必要とされる。同院では05年5月に小児科に心理発達外来を開設して以来、患者は増える一方だった。1人の医師が小児科との掛け持ちで、指導までは手が回らないのが実情だった。分室の完成は2年越しの念願。3432万円を投じて、病院敷地内に鉄骨平屋建て約125平方メートルの専用棟を建設した。診察室のほか、カメラやマジックミラー越しに子供の動きが見られる観察室、学習、調理といった生活に必要な行動を教える指導ルーム、資料やビデオなどがある保護者用サロンなどがある。個別指導は、小児科医と医療保育士、言語聴覚士、臨床心理士の4人がチームで行う。週1回約1時間を3カ月、保護者や学校、幼稚園教諭らに、それぞれの子の特性や水準に合わせたプログラムを作り、対人関係や生活などに、どのような支援をしていくかを指導する。子供たちが通う園や学校への訪問指導もするという。担当の早川星朗医師（39）は「こ

人の指導員に宿題をみてもらうなどして過ごす。同保育所が対象とする子どもたちは、コミュニケーション能力に支障があっても知的能力は高いため、知的障害が認定されず、児童デイサービスが受けられない。また、同市内にある9か所の学童保育所からも、対応できる職員がいないとして受け入れを断られることが多く、福祉制度のはざまにいる児童を持つ母親からは「人との関（か）わり方を早い段階から学ぶ場を」との声が強かった。この日の開所式では、指導員の伊藤綾さん（25）が「ここを第二の家と思ってもらえるとうれしい」とあいさつ。子どもたちは慣れない場所に緊張気味だった。高機能自閉症の小学6年の長男ら3人の障害児を育てる会社員伊藤敦正さん（48）は、「これまでは放課後や休日を家の中で過ごすことが多かった息子たちに、外での体験を積み場所ができたことは心強い」と期待を寄せていた。（2007年6月2日 読売新聞）

☆発達障害児へ専門分室 愛知（2007年06月01日 朝日）

東海市民病院は1日から発達障害専用の小児科分室を開設し、診療のほか、新たに発達障害児を持つ保護者や学校教諭らへの個別指導を始める。医師に加え、臨床心理士など専門のスタッフを集め、診察から療育まで一貫

れまでの診療では助言にとどまっていたが、分室の完成で指導を実践するフィールドができた。自宅や学校で生かしてもらえるようにしたい」と話している。

診療は予約制。一人ひとりの患者に時間をかけるため、初診は1カ月に7～8人しか受け入れられない状況だ。すでに名古屋市や稲沢市などのほか、岐阜や三重両県からも予約が入っている。同院では待機者の解消のため、小児科医の募集もしている。問い合わせは、同院（0562・33・5500）。

☆ 児童デイサービス：自己負担減求める 親の会、多良木町に陳情 熊本（5月23日 毎日新聞）

上球磨地方（多良木町、湯前町、水上村）に住み、自閉症など発達障害の子どもを持つ親でつくる会「まいまい」（前田博美代表）のメンバーがこのほど、多良木町役場を訪れ、児童デイサービスなどの負担減を求める陳情書を松本照彦町長あてに提出した。

昨年施行の障害者自立支援法では、児童デイサービスの利用料についても利用者側に原則10%の負担が義務づけられた。ただ、児童デイサービスの自己負担分については、全額あるいは一部の負担軽減策をとっている市町村もある。人吉・球磨地方ではあさぎり、多良木、湯前、水上の3町1村が昨年4月から1割負担なのに対し、

人吉市は無料として1割分を市が負担するなど、対応が分かれている。

陳情書ではこの点にも触れ「利用料の1割負担は家計を圧迫している」として、児童デイサービスの無料化や医療費の負担減などを求めている。陳情した多良木町の中川加代さん（29）は「デイサービスや個別療育を受けるためには仕事を休んで人吉方面に行かなければならない。他地域より障害者を育てる環境が整っていないのに、多くの負担を求められている」と話した。同会は近く、湯前、水上両町村にも同様の陳情書を提出する予定。

【高橋克哉】5月23日朝刊

☆ 就学指導委員会：東松山市、廃止を正式決定 「相談調整会議」を新設 / 埼玉（6月1日 毎日新聞）

障害のある児童生徒の就学先を判定する就学指導委員会（正式名称・障害児就学支援委員会）について、東松山市は31日、市教委定例会で廃止を正式に議決した。新たに本人や保護者の意向に沿って就学先選びに協力する「就学相談調整会議」を設置する。坂本祐之輔市長は「障害のある人となない人を分け隔ててきたのが就学委。相手のことを思う心があふれる街にしたい」と述べた。【稲田佳代、高本耕太】

◇国、県も容認方針

市が新たに設置する「調整会議」は、保護者とともに学校を訪問して就学先選びを手伝うなど、相談機能をより充実させるという。施設整備や現在34人いる介助員の増員も検討する。一方で、障害のある児童生徒の教育に専門知識を有する「特別支援学校教諭免許」を持つ教員は、通常の小中学校に配置されていないなど、さらなる支援体制の充実が課題になっている。坂本市長は「教員や同級生、地域の思いやりやマンパワーも必要。市民の理解は得られると信じている」と話した。

◇「関門」取り除いた／学校でのフォロー課題

東松山市の就学委廃止を受け、自身も脳性まひで車椅子を利用しながら障害者の地域共生活動に取り組む「障害者インターナショナル（DPI）」の姜博久・日本会議常任委員は「委員会は通常学級への就学を当たり前を受け入れられなくする関門だった。市の決断は、インクルーシブ教育（障害のある子どもを受け入れる共生の教育）に向け、学校内でどう取り組むかを考えた点で意義があり、他の自治体にも広がるのが望まれる」と評価。その上で「介助員が足りず親がボランティアを集めて賄う例もある。組織を廃止しただけでは学校現場が戸惑うことになる」と指摘した。

また、重度の脳性まひのため車椅子で生活する長男、

坂本市長は94年の就任以来、障害のある人もない人も自立して暮らしていける「ノーマライゼーションのまちづくり」を政策の根幹に据え、分離教育を助長すると批判される就学委には、以前から批判的な態度を示してきた。

02年の学校教育法施行令の改正に伴い同市の就学委はすでに、児童生徒の就学先を「判定」するのではなく、専門家の「判断」と共に就学先の情報提供を行う場に役割を変更している。就学委廃止へ中心的に取り組んだ同市総合福祉エリアの曾根直樹施設長は「障害児排除を原則とする制度は廃止する必要があった」と意義を説明。「障害を理由に一般教育制度から排除されない」ことが盛り込まれた国連の「障害者の権利条約」採択（06年12月）も同市の決定を後押しした。

同日、参議院議員会館で開かれた障害者団体と文部科学省の意見交換会に招かれた坂本市長は「家庭と同様、地域の学校でも障害のある人となない人が共に過ごすことは、ごく自然なこと」と理解を求めた。参加者からは「勇気ある決断」などの声上がり、同省や県も「相談体制の充実」を条件に市の決定を容認する方針だ。会合に出席した同省特別支援教育課の滝本寛課長は、同市の取り組みをモデルケースとして視察する意向を示した。

石川勝喜君（9）を通常学級に通わせている母れいこさん（46）は「安易に通常学級に入った後、やっぱり無理で養護学校へ行くケースが増えるかも。クラスで浮いた存在にならないよう、就学後に学校現場でどの程度フォローしてもらえるかが課題だ」と話した。【和田憲二】6月1日朝刊

☆就学指導委員会＞埼玉・東松山市が廃止の方針（5月31日3時1分配信 毎日新聞）

障害児童、生徒の就学先を判定する就学指導委員会について、埼玉県東松山市が廃止の方針を決めたことが分かった。31日の市教育委員会定例会で規則を変更する。就学委は全国の教育委員会に設けられているが、分離教育を助長し、障害のある子どもを通常学級に受け入れる障壁になっているという批判が出ている。県は、就学委の廃止は全国初としており、文部科学省特別支援教育課も「聞いたことがない」としている。市は福祉先進市を目指し、「インクルーシブ教育（障害のある子どもを受け入れる共生の教育）」に取り組んでおり、その一環で廃止を決めた。就学委は医師や教育学者ら専門家で構成され、特別支援学校（盲・ろう・養護）▽普通学校の特別支援学級▽通常学級——のいずれが適切かを判定する。就学委設置に法的根拠はなく、判定を受けるかは

保護者に任されているが、就学期が近付くと教育委員会の担当者が自宅を訪問して相談するよう促すケースもあるという。東松山市は代わりに、障害児の就学先について判定はせずに助言する「就学相談調整会議」を設置する予定。同省の全国調査（05年度）では、就学委で「特別支援が適当」とされながら、普通学校に2253人が入学。しかし、関係者によると、判定結果に従わずに入学したために必要な支援が受けられず、給食の補助を受けられない事例もある。

「教育の欠格条項をなくす会」の木村俊彦・事務局員は「就学委は『まず判定ありき』となりがちで、地域の学校に行くのが原則で必要なら支援を行うという理念に逆行している」と指摘している。【高本耕太、稲田佳代、和田憲二】

☆ 職業体験、全中学校へ拡大方針 教育再生会議分科会 政府の教育再生会議（座長・野依良治理化学研究所理事長）は26日、都内で「規範意識・家族・地域教育再生」がテーマの第2分科会を開き、義務教育を中心に行っている発達障害児への特別支援教育を幼稚園や、高校でも充実させることで一致した。また兵庫県などで導入されている中学校での職場体験教育を、全国すべての中学校で実施するよう求める方針を確認した。（4月27

産経新聞）

☆ 発達障害児支援に協議会

発達障害児への支援や教育を総合的に進めるため、笠岡市教委が市特別支援教育推進協議会を設立した。今後2年間、実践的研究や啓発活動を行う。市教委は、文部科学省が本年度スタートさせる発達障害早期総合支援モデル事業の指定を岡山県内で唯一受ける予定で、県教委や保健、福祉などの関係機関と連携して重点校を定めた取り組みや講演会などの事業を進める。研究テーマは授業改善など校内の取り組みなど。（中国新聞）

☆広島大生の学校支援派遣拡充 '07/6/1

東広島市は、通常の学級に在籍する発達障害の子どもの学習を支援するため、広島大生を幼稚園や小中学校に派遣する事業を始めた。従来は広島大生がボランティアで実施していたが、市の事業として派遣先を2倍近くに増やす。教員志望の教育学部生と教育学研究科の大学院生計60人を週1回程度、小学校15校、中学校2校に派遣。昨年度のボランティアの派遣先は9校だった。学生には1日最大1000円を支給する（中国新聞 '07/6/1）

特別支援教育の推進について（通知）

平成19年4月1日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長 錢谷 眞美
文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支

援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全学的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別

に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実に行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一

人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）

についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

保護者からの相談への対応や早期からの連携

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合で

も、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーター

をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握

し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図る

こと。

(お問い合わせ先) 文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課(古川、富田、吉原)

電話: 03-5253-4111(代表)

(内線 3192) 03-6734-3192(直通)

(初等中等教育局特別支援教育課)



講演会（内山先生）5月26日アンケート まとめ
講■本日の内容はいかがでしたでしょうか？興味深かった点、理解できなかった点があればお書きください。（教員）

- ・発達障害からみた視点から子どもを見ること。そのため、診断は必要であることが心に残りました。
- ・内山先生の話が聞けると合ってこの講演会があると知ってからとても楽しみにしていました。学年にアスペの子がいてその子の対応に悩んでいます。「社会性を身につけさせるために教室に入れる」と無理に入れられ、教室でパニックを起こし、周りの子も苦しんでいる姿に胸を痛めていましたが、今日のお話をお聞きし、私の考えと内山先生の話の学級担任とコーディネーターに伝え話し合う勇気が出ました。ありがとうございました。
- ・とてもすばらしいお話をありがとうございました。
- ・「共感」の例として「幸せそうだったら別のことにシフトする」とあり、「本当の共感ではない例」に「子どもの好きなことだけさせておいて放置」とあり、「気持ちによりそう」に「達成感を味わってもらう」とありました。「別のことにシフト」することが「好きなこと」をさせることではなく「前から出来ていること」の繰り返しではないスモールステップによる「達成感」どうか

- ・順序立てたお話が理解しやすい内容でした。支援の仕方に工夫していく上での参考になりました。もうすこしゆっくりお話ししていただけたらよかったと思います。（保護者）
- ・周囲が工夫してあげることが重要であるということが心に残りました。
- ・大ホールで声が届きにくかった。（聞き取りにくかった）
- ・親の立場としては「38」の内容が全て理想にしていたことに気づきました。我が子の本当に求めていることや本当の姿を把握することはとてもとても難しい長い道のりです。
- ・とてもわかりやすかったです。自閉でも色々な症状があること、それにあった対応をしてあげないと、ということ。写真などよくわかりました。
- ・考え方の道筋や不適切かもしれない目標設定などすごく参考になりました。お話がとてもわかりやすかったです。
- ・社会性を身につけるには通常学級に入れられ身に付くという考えが間違いであるということをはっきりおっしゃっていたので、それは保護者も考えるところであり、間違っていなかったと確認でき嬉しかったです。
- ・プラン→実行→検証→再プランという提案になるほど

かわることなのか〜がつかめません。個々の言い回しとしては全て納得なのですが、1人の子のことを思い描きながら話を聞くと、「だからどうしたらいいのか？」のイメージがかけませんでした。

- ・特性理解、支援のあり方について勉強になりました。
- ・日頃感じていることをまとめてもらったような内容であった。共感する部分が多く、今後の指導についても自信をもつことが出来た。
- ・視覚支援の仕方がわかりやすく実践でいかせそうだった。周りの接し方を変えていくことで自閉症の子どもがより生きやすくなるのだと思った。支援の仕方や工夫をもっと勉強したい。
- ・NHKで拝見しておりましたが、やはりとてもわかりやすく、とてもあたたかく自閉者のつらさをよく理解されている内山先生だからこそこの講演会だと思いました。様々な方々（保護者、子供、思春期、成人、知的におくれのある人から高機能の方まで幅広く）に関わられておられるからこそ、この共通点やライフスタイルを見通した支援のあり方がよくわかってらっしゃるのだと思いました。（福祉関係者）
- ・良かったです。

- ・と思いました。家でも色々やっていますが、効力が2、3日しか続かなかったりして親もすぐにあきらめがちです。再検証しながら続けていくことが大切なのですね。やってみます。
- ・息子は自閉症と診断されていますが、本を読んだりしてもわかった感じがするだけで、よくは理解できていないままでした。今回LD、ADHD、アスペルガーとお話を伺い、高機能自閉症など、よくわかりました。今までも息子があるいてきた時間、手探りでしかた方向は間違っていなかった事がとても嬉しいです。
- ・講演会はよかったけど、最後時間がなく、はしょったのが残念。
- ・その子をどう見るかという根本的なことを聞かせていただいたと思います。
- ・基本のお話を整理してゆっくりお話しして下さって良かったです。
- ・大変良かったです。自分の子どもの位置（立場）がよくわかった気がした。
- ・勉強になりました。他者への自閉症について説明する方法がわかったような気がします。
- ・自閉症とはなにか。体系的理論的説明を聞けてよかった。

・全て内容が勉強になりました。支援のあり方で「なぜ普通がいいのか」というお話の時、その子が生活しやすいように周囲がサポートする。涙がでてきました。幼稚園や親戚などにどのようにいっていったらいいのか悩んでいたのですが、子どものことを考えていきたいと思います。

・はっきり診断を受けたものではありませんが当てはまることが多くあり、自閉症スペクトラムであると想定して参考に生活したいと思います。ただし今まで2カ所(神戸・奈良)の専門医に相談するものの、はっきり診断してもらえず4年目になっており、他の専門医も探しているが遠方ばかりで金銭的、時間的に無理があり今後どうするのか考えたい(ADHDと思われる中1の子どもの親)

(その他)

- ・ボックスを使った整理が興味深かったです。「普通は多数派なだけ」
- ・わかりやすい例がたくさんあってよかったです。
- ・自閉症についてほとんど知らなかったなので、今日の講演を聴いて自閉症の方に対するアプローチの仕方、自閉症に対する考え方について理解できた。
- ・W i s k の取り方でついたてがなかったのにびっくり

りした。動く子によくあるのがついたてが気になって、集中できなくなってしまう子がいます。この場合にはついたてなしでもOKなのですか？本題からはそれますが。○心の理論はどうなんだろう

・自閉症の方への支援として、本人の能力を高めようとしたり練習して変えさせるのではなく、周囲の環境を変えていくことが大切であるという考えが大変興味深かったです。障害を持つ方を無理矢理、定型発達の人々の生活の型に押し込めるのではなく、その人にあった環境を整えることが大切である。

・難しい話であまりよくわかりませんでしたが、努力は報われるという言葉は励みになりました。

・成人期における問題行動に対する支援(具体的な)についてもう少し学びたいと思いました。(ききたかったです)

・S P E L L のことが興味深かった。構造化や共感など間違ったとらえ方をして逆に悪い方へもっていかないようにするのが大切。

・主人にせめて仕事だけでも(専門性のある仕事なので)深くでもやってもらいたい。でも一度教えてもらったことは出来るが自分から学習しようとは思わない。人の上に立ちたい。のケースはまずどこから本人に自分のこと

を認知させればいいのか？(アスペルガーの主人、子どもをもつ主婦)

■実践でいかすことが出来そうですか？またそれはどのようなことですか？

(教員)

- ・その子にあった方法+環境整備
 - ・通常学級の中でしんどい思いを持ちつつ過ごしている子どもに今日の話を生かしていきたいです。周囲が変わることをいかに他の先生に伝えていくことの困難さも改めて思いました。
 - ・S P E L L の原則
 - ・高機能PDDの子への話しかけ、働きかけ方に今日聞いた具体的な配慮を心に留め生かしていきたい。(会話が出来るのでつい配慮を欠けてしまうことがあると思うので)
 - ・目を見て話すことの重要性はあまりないように感じた。
 - ・できそう。視覚支援とかスケジュールとか。
 - ・例えば学童期に何を「目標」にすべきか、成人後につなげる「目標」「支援」を具体的に教えていただきました。(「みんなと仲良く」ではなく、「一人で時間を過ごす方法を見つける方法」を目標にすべき) など)
- (福祉関係者)

・本人さんと共感する事の大切さがわかり実践したいと思います。照明が暗くメモがとりづらかったです。

・できそうです→評価→再評価
(保護者)

・先生が違いを説明する時、同じにすることにこだわらず、違う方法をとる。とおっしゃったこと。

・内山先生のイラスト付き本は持っているのだから本からはいかすことが出来るが、今回の講演内容では特にない。

・我が子と家族の幸せのために生かしていこうと思います。

・絵を用いて子どもに教えたり導いたりしてあげること。

・子育てに生かしてがんばっていききたいと思います。

・達成感と感じさせるよう、過大な評価を立てないで、出来ることを目標にしてたまに変化を入れるという設定をすること。

・片づけボックス、これはやれそうです。自分も片づけ出来ないの自分にも実行してみたいです。

・子どもは今年成人しますので、もう少し早く(小さい頃に)お話をお聞きしたかったのですが、心理を勉強することができて少し気持ちをわかってやるのが今までより以上に出来そうです。

・少し
・視覚でわかるように示す一言葉が通じていて「高機能」であるなら、出来るだけ世間一般で行われる言葉での指示でよいのではないかと考えていたが、本人が一番苦痛を感じない方法で行う（視覚で）ことが大切だとわかった。本日から取り入れたい。
・特にありません
・実践は難しそうです。
・難しいと思うが、出来るだけ生かすようにしたい。
・具体性に少し欠けたように思いました。青年期の話をもう少しききたかった。
子どもが混乱することなく目から入りやすいように写真や絵を使って生きたいと思います。
・無意味な声かけはしない。環境を整える。
・視覚を使ったスケジュールのアプローチ
・大学の付属施設にて小1から小4年生を対象にグループ活動を行っているので、そこで「シー」と「しゃべれるカード」「聞くカード」は使えるなと思った。声レベルがいまいちうまくいかなかったのをこれも加えてやってみたいと思います。
・企業に就職した（またしようとする）自閉症の方々はどのように育ってきたのかを自分で話すことはほとんど

ありません。親御さんと話す上でも成長に伴う必要なケアや環境がどういったものなのかが今日の講演で勉強できました。ありがとうございました。

・支援の取り組み方での肯定的な予測・アプローチ・構造・共感・穏やかなつながりは障害者のみならず、定型発達の子どもへもよい影響を与えるであろう考え方であると思う。この考え方を持って保育をする際子供たちに接していきたいと思います。

・検診等で早期発見するための参考になりました。

■今後どのようなテーマの勉強会に参加されたいとおもいますか？

（教員）

・タイムリーなテーマ
・岡山大の佐藤先生の話が聞きたいです。是非呼んで下さい。
・PEP-Rなどの検査法について知りたいです。
・発達の視点から自閉症児の育ちについて
・支援の方法（具体的な）
・TEACCHやABA（応用行動分析）
・AS,HFPDDの方々の実際の就労の様子。
・アスペ・エルデの会の辻井Dr
・日本（奈良県）におけるジョブコーチの実際

・幼児期・学童期・青年期にどのような関わりの介入があって社会適応がいいか実際の長いスタンスの事例など。

（福祉関係者）

・実践例をテーマにした勉強会もあったらいいな～と思います。

・障害の正しい認識の遂行に社会へどう啓発していくか。

（保護者）

・自立課題

・TEACCHの取り組み方

・公立の幼・小で出来る構造化について

・実践できる支援方法

・知的持ち合わせてるのと軽度と講演会を分けてほしい→聞きたい部分だけ参加できる

・このような専門家の先生の話。自閉症児の家族の経験談もきいてみたいと思います。

・兄弟姉妹の育ち方。葛藤を乗り越えるなど家族に関すること

・問題行動の対応について。うちの場合何かに熱中した時の奇声、また社会的に問題になるいたずら。こういう事に対して少しでも減らしていく対応のしかたなどについて勉強したい。

・成人してからの社会でのつきあい方。

・老いていく親は成人した子どもにどうしてやればよいのか。とりあえず職は持っているのですが、どのような環境が一番いいのか親がわかりません。

・診断がつくまでのプロセスや本人が自分を理解し自分が好きになるまでの工夫や、やれることを教えてほしいと思います。

・具体的な支援の話

・同じようなテーマでまたお願いします。

・高機能自閉症の自立について周りとの折り合いについて（現在進学校の高校1年生で他の生徒と話がかみ合わないようでクラスで1人浮いている）

・小学校に入ったので学童期→思春期の子どもへの接し方について学びたい。

・兄弟げんか、友人とのけんかをどうすればいいか悩んでいます。

（その他）

・自閉症児・者の地域参加について

・診断の仕方、診察機関など紹介できる機会があれば

・社会に出る上でのマナーや社会適応について個別にルールを本人と話し合っていて決めています、なかなか定着しないものもあります。事例が聞けるようなものがある

れば是非参加したいです。どのように社会参加を支援するか。

・「自閉症スペクトラムの支援」という範囲が広く色々あると思うが、「SPELL」「乳幼児期から成人期」「二次障害」のことを1つずつもっと詳しく聞きたい。もう少し時間がほしかった。

事務局から

○5月24日第1回奈良県発達障害者支援体制整備検討委員会 奈良県庁5F 13:30～

○5月26日社団法人日本自閉症協会奈良県支部第10回定期総会 やまと郡山城ホール

(株)ジース教育新社代表取締役加藤勝博さんから書籍案内の依頼がありました。

○障害の重い子どものコミュニケーション評価と目標選定(坂口しおり著)○自閉症教育実践ケースブック(編著独立行政法人国立特殊教育総合研究所)○個別の教育支援計画策定・実施・評価の実際(全国特殊学校長会編著)○ICF活用の試み(国際生活機能分類)障害のある子どもの支援を中心に(国立特殊教育総合研究所&WHO)○特別支援教育を担う先生へ「特別支援学級の

Good Practice」(国立特殊支援教育)総合研究所編。その他チラシが事務局に届いています。ジース教育新社 TEL03-5282-7183

○6月8日手をつなぐ育成会総会

○6月17日 NHK ハートフォーラム 垂水レバンテホール(兵庫)10:00～16:00

○特別支援教育連携サポーター養成講座 主催:奈良県&えじそんくらぶ奈良「ポップコーン」6月30日。なら100年会館 10:00「子どもが示す困った行動への対処法」講師小栗正幸 宮川医療少年院院長13:30「軽度発達障害のある子のライフスタイルに合わせた理解と対応」田中康夫氏 北海道大学大学院 教育臨床講座教授申し込み6/12FAX0745-32-9240

○6月23日(土)奈良県支部主催:実践勉強会 療育セミナー 高橋ビル4階 14:00～申込み電話・FAX 0745-32-1035 田中康子さん

○6月25日(月)奈良県支部主催:保護者のための勉強会「自閉症とは?我が子の事を知ろう」問い合わせ・申し込み 電話/FAX 0744-33-4755 上島さん

○7月8日 日本自閉症協会総会 子どもの城(東京)

※委任状まだの人は必ず投函

☆下記のアンケートの依頼がありました。お願いする該

当者には後日支部事務局から連絡します。アンケート提出をお願いした節は、よろしく願います。(河村) 内容:各支部長様:「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査」へのご協力をお願い:日頃から、当協会の運営にご尽力をいただき、感謝申し上げます。さて、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センターより、別添の「発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査」についての協力依頼が当協会にありました。

本調査については、今後の厚生労働省の自閉症をはじめとする発達障害のある人への就労対策を推進をする上で、きわめて有益な資料となるものと考えておりますので、支部長はじめ会員の皆様には大変お忙しいとは存じますが、本調査へのご協力方よろしく願ひ申し上げます。なお、後日、独立行政法人障害者雇用支援機構 障害者職業総合センターより、各支部宛に「依頼文・調査票・返信用封筒」のセット及びこれらの送付用の切手を直接送付させていただきます。平成19年5月23日。社団法人日本自閉症協会 会長石井哲夫

発達障害のある青年・成人に関する就業・生活実態調査; この調査は、発達障害のある青年・成人のための就労支援の課題を明らかにすることを目的として、独立行政法

人高齢・障害者雇用支援機構の障害者職業総合センターが実施するものです。発達障害のある方が仕事について自立していくことを考えるとき、解決しなければならない問題が多くあります。障害のある方が希望の実現をめざしていく際に職場などで当面するさまざまな問題に対処していくために、また、職場や地域、学校などで「どのような配慮や手助けが必要であるのか」を明らかにするために、現在どのような支援を利用しておられるのか、また、どのような支援が必要であるのか、などを検討する調査を企画しました。

そこで、18歳以上の方の「これまでの生活」について、この調査で、保護者やご家族のお立場からのさまざまなご意見を聞かせていただけるようお願い申し上げます。これまでのお子さまの経歴について、差し支えない範囲でお聞かせいただけますと幸いです。保護者としてお子さまのお気持ちを、また、ご家族としてご本人さまのお気持ちをよくみとりいただいて、ご記入ください。記入していただいた内容につきましては、厳重に秘密を守り、目的以外に使うことはありません。また、データは数値化して量的に処理しますので、個々の情報が開示されることはありません。なお、調査のお願い並びに調査票の返送方法等につきましては、別

紙「ご依頼」をご参照ください。問い合わせ先：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター所在地：〒261-0014 千葉市美浜区若葉3-1-3 主任研究員 望月葉子 043-297-9031 研究員 向後礼子 043-297-9086

○第42回 NHK 障害福祉賞～障害のある人と支える人の体験記録 募集

第1部門＝障害者本人…学校や施設での生活、自立や就労への挑戦、また自分の生きてきた道など。第2部門＝障害のある人とともに歩んでいる人の部門…教師、施設職員ボランティア、友人、家族など。教育・指導実践。親と子の成長記録仕事や行事での交流など共に生きてきた体験記。字数8000字以内。ワープロ、パソコン可 募集締め切り7月31日当日消印有効 応募票事務局にあり。問い合わせ 03-3476-5955

○NHK ハート展 応募資格＝障害のある方。200字程度の自作の詩。締め切り9月7日必着。事務局にチラシ有り。問い合わせ 03-3476-5955

☆これまでの「いとしご」「かがやき」に再度目を通していただき、意見や質問を奈良県支部事務局にFAX・メール下さい。7月8日の第19回の総会には、支部長の河村が出席し皆様の意見を本部に伝えます。☆本部出版部より

古屋@出版部・千葉県支部です。いろいろお世話になります。3月末に下記メールを差し上げました。※その後「いとしご」104号（5月発行）がお手元に届いていると思います。103号の折込では事業計画、5月号では定款変更について事務局より説明されていますがお読みいただけましたでしょうか。どちらも、今後の自閉症協会のあり方を決める重要な事項であり、これらについて、事務局では意見を求めています。下記にも述べましたように会員一人ひとりの声が協会を活性化させ日本における自閉症支援の充実・発展につながります。6月5日までにとのことですので支部、分会、個人としてそれぞれの立場でご意見を日本自閉症協会までメール、Fax、郵便などでお送りくださいますようお願いいたします。出版に関わる者として、貴支部の会員の皆様にもお伝えいただければ幸いです。

※3月のメール

支部役員の皆様、古屋@出版部です。いろいろお世話に

なりありがとうございます。遅れていました「いとしご」103号（3月8日発行予定）は3月29日、日本自閉症協会に納品になりました。皆様には順次お手元にお届けできると思います。「かがやき」3号（3月10日発行予定）も追ってお届けします。「自閉症の手引き」改定版も昨日校了となりました。

3出版とも遅れましたが年度内に発刊又は編集作業を終えることが出来ました。皆様のいろいろな形での協力ありがとうございました。いとしご 3月号には平成19年度事業計画について簡単な紹介とそれについて意見を本部事務局にお寄せくださいとあります。7月8日の総会の委任状も添付されています。届きましたら是非それをお読みいただきご意見やご質問を協会までお寄せください。発達障害者支援法が施行され具体策が次々に打ち出される中 日本自閉症協会がなにおなすべきか、会員に何が出来るかをよくお考えいただき支部としても個人としてもご意見を協会にお寄せいただきたいと思います。会員の真剣な声が協会を動かします積極的に発言されることを期待します。「かがやき」3号は特集Ⅰ「発達障害者支援法を実効あるものにするために」として政府の対応、団体、個人の取り組みが紹介されています。特集Ⅱとして「特別支援教育が施行されていく中

で」として 実践例が紹介されています。これらをお読みいただき、自閉症支援について追い風が吹く中 協会がなにをなすべきか考え、本部にご意見を寄せることが協会の活性化につながると思います。発行が遅れましたことをお詫びいたしますと共に こらが届きましたらお読みいただき アクションを起こされることを期待します。支部役員の皆様、支部員にもこの旨お知らせいただけると幸いです。

